

税金に関するお知らせ

～資産税係から～

■新築家屋調査のお願いと新築住宅に対する固定資産税減額のお知らせ

平成24年に新築された家屋は、平成25年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。このため、課税の根拠となる適正な価格（評価額）を求める必要がありますので、地方税法及び国（総務省）が定める「固定資産評価基準」に基づき、家屋の外部及び内部を調査させていただきます。調査がまだ済んでいない家屋は、職員が調査のお願いにあがりますので、後日ご都合のよい日時で家屋の調査にご協力をお願いします。調査は一般的な家屋の場合、30分程度で終了します。

なお、共同住宅や非木造の家屋を新築された場合には、事前に建築図面等の借用をお願いすることもあります。

①新築住宅に対する減額措置

新築住宅のうち、専用住宅、または併用住宅（居住部分が全体の2分の1以上のもの）で、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの、あるいは、一戸建て住宅以外の貸家住宅の床面積が40㎡以上280㎡以下のものについて、居住部分床面積のうち120㎡までの固定資産税の税額を2分の1減額します。

減額期間は、一般住宅（木造・非木造）が新築後3年度分、中高層耐火建築物（3階建て以上の耐火・準耐火）が新築後5年度分です。

②長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合の減額措置

新築住宅のうち、①の要件を満たすもので、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定による認定を受けて新築された住宅は、申告により固定資産税の税額を2分の1減額する期間を、①の新築住宅より2年度分さらに延長します。

減額措置の詳細は、調査の際に説明します。

■家屋を取り壊された場合

取り壊した家屋の固定資産税及び都市計画税は、平成25年度から課税の対象外となりますので課税課資産税係へご連絡ください。

■家屋の用途が変更になった場合（店舗から住宅等）

平成25年度から課税の計算方法が変わる場合

がありますので課税課資産税係へご連絡ください。

■住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

次の要件を満たす改修工事を行った場合、申告により翌年度分以降の固定資産税を減額します。

①耐震改修した場合の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、平成22年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事（一戸当たり30万円以上のもの）を行った場合、一戸当たり120㎡相当分までを限度として、別表に掲げる改修時期により翌年度分以降の固定資産税の税額を2分の1減額します。

改修時期	減額年数
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

②バリアフリー改修した場合の減額措置

平成19年1月1日以前に建築した住宅（賃貸住宅を除く）のうち高齢者、障害者等（65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、もしくは原爆手帳を所持している方）が居住する住宅は、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事（補助金などを除く自己負担が30万円以上のもの）が終了した場合、一戸当たり100㎡相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。

③省エネ改修工事をした場合の減額措置

平成20年1月1日以前に建築した住宅（賃貸住宅を除く）で、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、「窓の断熱改修工事」または「窓の断熱改修工事及び床、天井または壁の断熱改修工事」（改修工事に要する費用が30万円以上のもの）が終了した場合、一戸当たり120㎡相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。

なお、新築住宅及び耐震改修工事等の減額を受けている場合は適用されません。

また、バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、それぞれ税額を3分の1減額し、

合わせて3分の2を翌年度の固定資産税額から減額します。

【申告方法】申告書は市役所1階4番課税課資産税係窓口にあります。各改修工事とも、要件を満たしていることがわかる次の書類等を添付して、改修後3か月以内に申告してください。

①耐震基準に適合した工事であることを証明するもの、領収書等

②高齢者、障害者等であることを証明する書類（住民票や手帳の写し等）、工事内容等を確認できる書類、領収書等。なお、申告後、市職員により実地調査をさせていただきます。

③現行の省エネ基準に適合する改修工事を行ったことを証明するもの、領収書等

※減額措置や申告方法、添付書類等の詳細は、課税課資産税係までお問い合わせください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

～市民税係から～

■給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

法令により、1月1日現在、給与の支払をする者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記載した給与支払報告書を、1月1日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。

給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないことや、適正な課税がされないこととなります。

なお、「給与支払報告書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した者」は、法令違反となります。

また、市町村は、年度の初日に給与の支払をする者で所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者を特別徴収義務者として指定し、住民税を給与天引き（※特別徴収）する義務があります。※特別徴収とは、事業所（給与支払者）が、従業員の毎月の給与から住民税を特別徴収（給与天引き）して、市町村に納める制度です。《従業員の方のメリット》

年4回払いより、年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また納め忘れがなくなります。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

福生水辺の楽校 多摩川で遊ぼう 「川原のごみ拾い&餅つき大会」

1年の初めは、普段遊んでいる身近な多摩川をきれいにしよう。ごみ拾いの後には、楽しいお餅つきが待っているよ。

【日時】1月13日(日)午前10時～午後1時

【場所】多摩川中央公園（集合は川の志民館）

【対象】中学3年生まで（ただし、未就学児は保護者同伴）

【持ち物】コップ、お箸、お皿

【申込み】1月11日(金)までに環境課環境係 ☎ 551・1718 へ。

ふっさライトダウン キャンペーン2012 冬 「身近な行動で省エネを」

明かりを消して、福生市のみんなでCO₂を減らしましょう。

普段何気なく使用している電気の使い方を考えませんか？

【実施日時】12月21日(金)午後6時～8時までの2時間

※安全面、防犯面等で支障のない範囲での消灯にご協力ください。

【主催】福生スクラム・マイナス50%協議会

【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

男女共同参画情報誌

「あなたとわたし」に広告を掲載しませんか？

あなたのお店や会社の広告を市の発行する情報誌に掲載しませんか。第41号（3月発行予定・市内全戸配布）掲載分を募集します。

【広告料】15,000円※広告スペースは「あなたとわたし」（A4版4ページ）の裏表紙下段で規格4.5cm×9cm。各号2枠。

【申請用紙の配布場所】市役所第二棟2階 協働推進課※市ホームページからダウンロードもできます。

【申込み】1月31日(木)までに申請用紙に必要事項を記入し、広告原稿を添えて協働推進課（☎ 551・1590）へ持参または郵送（〒197-8501 福生市本町5）してください。

※内容により広告掲載できない場合があります。詳細はお問い合わせください。



フレッシュランド西多摩からのお知らせ
■新春来館者プレゼント
1月2日(水)・3日(木)に来館された方に粗品をプレゼントします。(数量限定のため、無くなり次第終了)
■お正月作品展
【期間】1月2日(水)～6日(日)
■連鶴作品展
【期間】1月16日(水)～2月3日(日)
【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎ 570・2626 ※ホームページもご覧ください。

11月の横田基地飛行回数 【問合せ】環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行回数	924	137	319	-18
昼間(午前7時～午後7時)	669	93	174	-12
夕刻(午後7時～午後10時)	247	67	142	-2
夜間(午後10時～午前7時)	8	-23	3	-4
最高音圧レベル(デシベル)	114	-2	89	-8

福生市の魅力を動画で配信中！ 詳しくは市ホームページ内「福生市メディアラボ」をご覧ください。